議案第６３号

山都町空家等対策の推進に関する条例について

山都町空家等対策の推進に関する条例を別紙のとおり定める。

令和７年６月５日提出

山都町長　坂本　靖也

（提案理由）

町内の適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の町民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものであることから、町民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町空家等対策の推進に関する条例をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

山都町長

山都町条例第　　号

山都町空家等対策の推進に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の町民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものであることから、町民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）に定めるもののほか、本町における空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を講ずることを目的とする。

（用語）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（空家等の所有者等の責務）

第３条　空家等の所有者等は、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるとともに、町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（特定空家等又は管理不全空家等の認定の基準）

第４条　町長は、法第２条第２項に規定する特定空家等又は法第１３条第１項に規定する管理不全空家等であると認定するに当たっては、それぞれ当該認定に関し、客観的な指標による一定の基準を定めておかなければならない。

２　前項に規定する基準は、町長が別に定める。

（山都町空家等対策協議会への諮問）

第５条　町長は、次に掲げる措置を行おうとするときは、あらかじめ、山都町空家等対策協議会（山都町空家等対策協議会設置条例（令和５年山都町条例第１号）第１条の規定により設置されたものをいう。）に諮問しなければならない。

（１）　法第２条第２項に規定する特定空家等としての認定

（２）　法第１３条第１項に規定する管理不全空家等としての認定

（３）　法第１３条第２項に規定による勧告

（４）　法第２２条第２項の規定による勧告

（５）　法第２２条第３項の規定による命令

（６）　法第２２条第９項の規定による措置

（７）　法第２２条第１０項前段の規定による措置

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

資　料

山都町空家等対策協議会への諮問する措置等【第5条関係】

空家等対策の推進に関する特別措置法（関係部抜粋）

（1）法第2条第2項に規定する特定空家等としての認定

この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（2）法第13条第1項に規定する管理不全空家等としての認定

空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等(「管理不全空家等」という。）

（3）法第13条第2項に規定による勧告

市町村長は、指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

（4）法第22条第2項の規定による勧告

市町村長は、助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

（5）法第22条第3項の規定による命令

市町村長は、勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

（6）法第22条第9項の規定による措置（代執行）

市町村長は、必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

（7）法第22条第10項前段の規定による措置（略式代執行）

必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（この項において「命令対象者」という。）を確知することができないときは、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にその措置を行わせることができる。

【参考図】

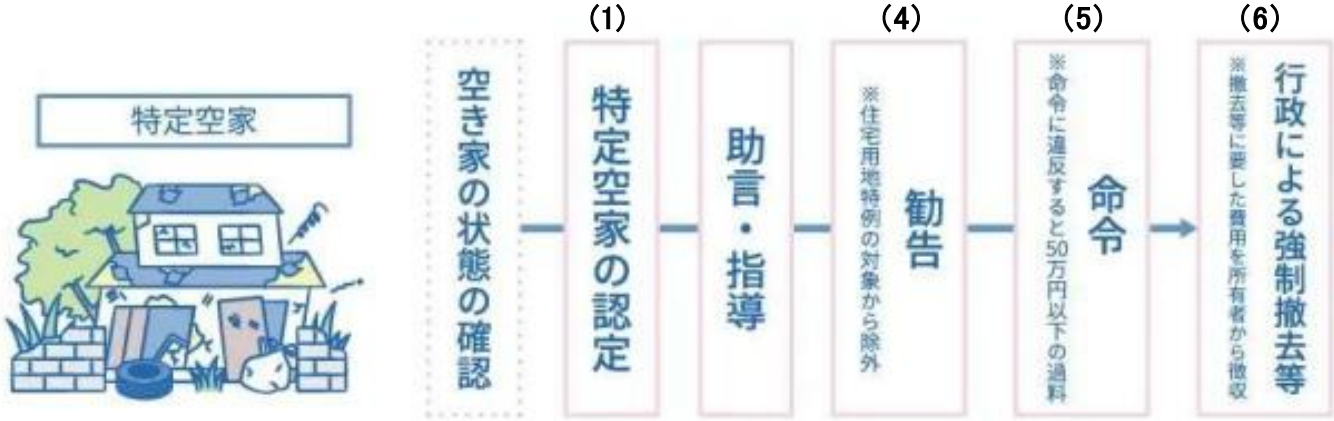

※（7）空き家の所有者等が確知できない場合に、町が代行で空き家の対応を行うもの